



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 4 月 21 日

村上市長 高橋 邦 芳



## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン、上海府地区プラン  
荒川地区プラン、神林地区プラン、館腰地区プラン、三面地区プラン  
高根地区プラン、猿沢地区プラン、塩野町地区プラン、山北地区プラン
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 29 年 4 月 21 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 4.1 経営体  
個人 4.25 経営体  
集落営農（任意組織） 1.6 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
○村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン荒川地区プラン  
神林地区プラン、館腰地区プラン、三面地区プラン、高根地区プラン  
猿沢地区プラン、塩野町地区プラン 担い手は十分確保されている。  
○上海府地区プラン、山北地区プラン 担い手がいない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
○農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
○担い手に集積・集約化する。  
○担い手の分散錯圃を解消する。